

筑後川水系河川協力団体募集要項

1 河川協力団体制度の概要

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川協力団体に指定することにより、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進し、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力あるいい川」をつくるためのものです。

そのため河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 募集区間

募集区間は、以下の河川の区間とします。

また、筑後川水系では河川の区間により担当事務所等が異なることから、担当事務所等ごとに募集しますが、河川協力団体指定の各種手続きは、筑後川河川事務所が一括して実施しますので「7 提出先」「12 問い合わせ先」をご確認ください。

【筑後川河川事務所管内】

- ・筑 後 川：約 94.5k（松原ダム下流）～ 河口の国管理区間
- ・早 津 江 川：約 10.0k（筑後川分派点）～ 河口の国管理区間
- ・諸 富 川：約 1.8k（筑後川分派点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・佐 賀 江 川：約 2.4k（蒲田津水門上流 100m）～ 筑後川（諸富川）合流点の国管理区間
- ・城 原 川：約 9.1k（東佐賀導水路合流点）～ 佐賀江川合流点の国管理区間
- ・田 手 川：約 3.7k（城東橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・広 川：約 3.3k（大善寺橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・坂 口 川：約 0.4k（筑後川分派点）～ 広川合流点の国管理区間
- ・宝 満 川：約 8.2k（端間橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・安 良 川：約 2.1k（喜平橋）～ 宝満川合流点の国管理区間
- ・新宝満川：約 1.4k（筑後川分派点）～ 宝満川合流点の国管理区間
- ・高 良 川：約 1.6k（高良川橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・巨 瀬 川：約 9.7k（中央橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・小石原川：約 3.5k（栄田橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・佐 田 川：約 16.1k（左岸：朝倉市大字黒川地先、右岸：朝倉市大字佐田地先）～ 筑後川合流点の国管理区間

- ・千年分水路：約 1.5k（筑後川分派点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・原鶴分水路：約 1.2k（筑後川分派点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・大石分水路：約 1.0k（筑後川分派点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・隈上川：約 3.4k（小塩川合流点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・隈川：約 1.5k（島内堰）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・花月川：約 8.7k（明德橋）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・庄手川：約 2.7k（筑後川分派点）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・玖珠川：約 0.8k（左岸：日田市牧の原地先、右岸：日田市日高町地先）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・赤石川：約 3.4k（上山橋）～ 親和橋の国管理区間
- ・竹の迫川：約 1.3k（日田市大山町西大山地先）～ 赤石川合流点の国管理区間

【筑後川ダム統合管理事務所管内】

- ・筑後川：約 6.5k（左岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城地先、右岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城地先）～ 松原ダムの国管理区間
- ・津江川：約 10.8k（左岸：日田市中津江村大字栃野地先、右岸：日田市中津江村大字栃野地先）～ 筑後川合流点の国管理区間
- ・上野田川：約 2.8k（左岸：日田市上津江町大字川原地先、右岸：日田市上津江町大字川原地先）の津江川合流点の国管理区間
- ・川原川：約 2.3k（左岸：日田市上津江町大字川原、右岸：日田市上津江町大字川原地先）～ 上野田川合流点の国管理区間

申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

※筑後川河川事務所管内及び筑後川ダム統合管理事務所管内の両方の事務所に応募される場合、申請書は担当事務所ごとに作成してください。

3 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（１）特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の掃除、除草
 - ・ビオトープ、ワンドの整備 等
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類、植物の生息マップの提供
 - ・河川パトロール
 - ・シンポジウムの開催 等

- ③河川の管理に関する調査研究
 - ・河川に生息する水生生物調査
 - ・河川の水質、動植物に関する環境調査 等
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川の安全利用講習
 - ・環境、防災学習 等
- ⑤上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、「2 募集区間」のとおりとし、別紙平面図に示すとおりとします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数に記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 4 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

(2) 申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 募集期間

平成29年10月23日から平成29年12月22日まで

7 提出先

(1) 以下の提出先に、持参又は郵送により提出して下さい。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒830-8567
福岡県久留米市高野一丁目2番1号
九州地方整備局筑後川河川事務所 管理課
TEL 0942-33-9185（直通）

(2) 申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する九州地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出して下さい。

8 審査方法

(1) 審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、九州地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
 - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
 - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
 - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
 - (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

9 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

11 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

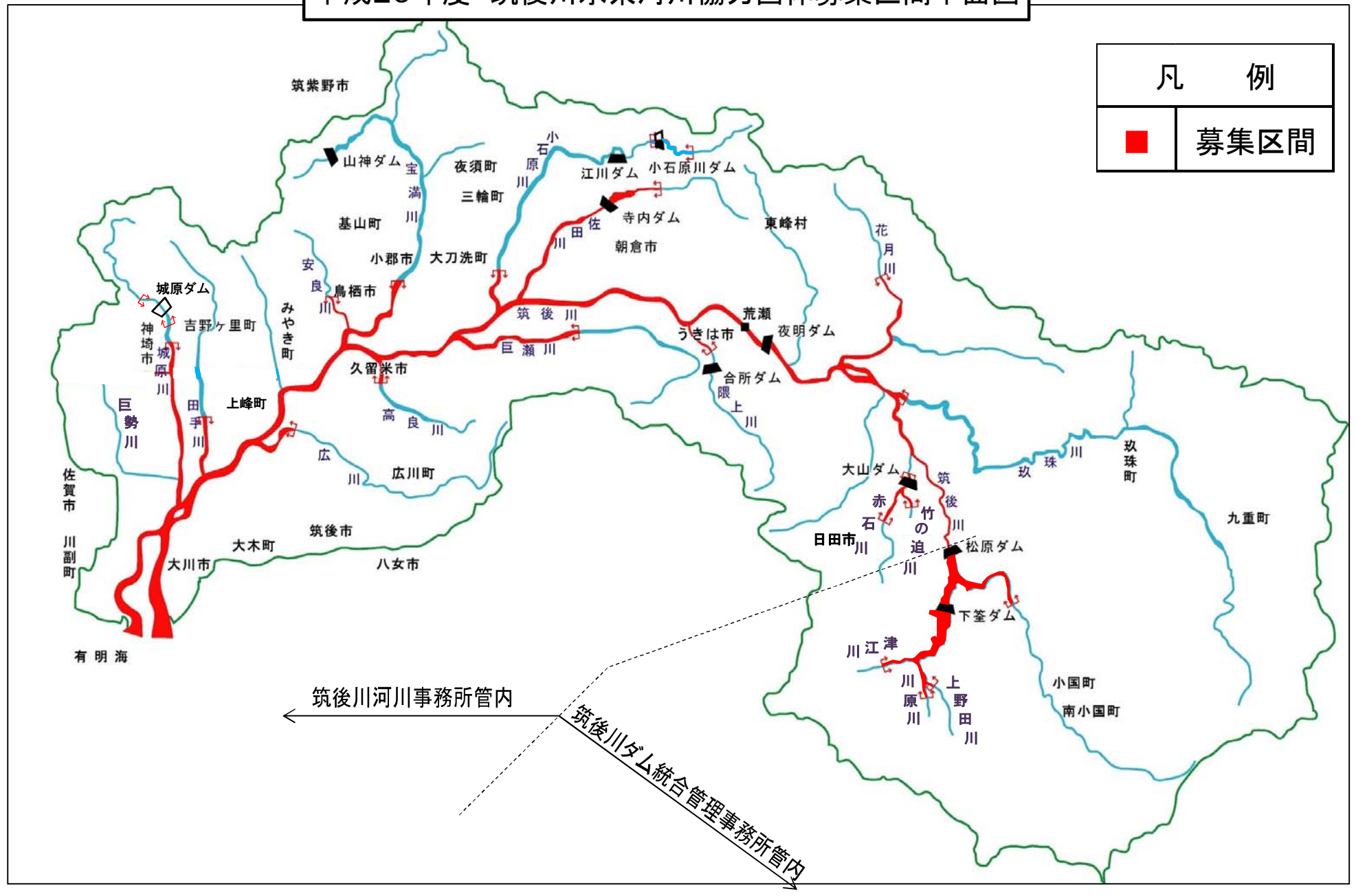
12 問い合わせ先

筑後川河川事務所 管理課 専門官 工藤（内線 507）

TEL 0942-33-9185（直通）

FAX 0942-35-0219

平成29年度 筑後川水系河川協力団体募集区間平面図



矢部川水系河川協力団体募集要項

1 河川協力団体制度の概要

河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を河川協力団体に指定することにより、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進し、河川管理者である国土交通省と河川協力団体の方々と協働で、地域に親しまれ、愛される「魅力あるいい川」をつくるためのものです。

そのため河川協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、行います。

河川協力団体に指定されると、業務を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 募集区間

募集区間は、以下の河川の区間とします。

【筑後川河川事務所管内】

- ・矢部川：約 19.4k（左岸：みやま市瀬高町廣瀬地先、右岸：八女市矢原地先）～ 河口の国管理区間
- ・楠田川：約 0.2k（左岸：みやま市高田町江浦地先、右岸：みやま市高田町徳島地先）～ 矢部川合流点の国管理区間
- ・飯江川：約 3.6k（安手橋）～ 矢部川合流点の国管理区間

申請に当たり、活動を希望する区間を申請してください。

3 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

（１）特に期待している具体的な活動内容

河川法第 58 条の 9 のうち、特に期待している具体的な活動内容は以下のとおりです。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
 - ・河川敷（堤防含む）の清掃、除草
 - ・ビオトープ、ワンドの整備 等
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・河川の魚類、植物の生息マップの提供
 - ・河川パトロール
 - ・シンポジウムの開催 等
- ③河川の管理に関する調査研究

- ・河川に生息する水生生物調査
- ・河川の水質、動植物に関する環境調査 等
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・河川の安全利用講習
 - ・環境、防災学習 等
- ⑤上記に掲げる業務に附帯する業務
 - ・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

(2) 対象となる区間

上記(1)の活動を実施していただく区間は、「2 募集区間」のとおりとし、別紙平面図に示すとおりとします。

4 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5 申請書類

- (1) 河川協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

- ア 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- イ 直近おおむね5年間の活動実績報告書
- ウ 指定後おおむね5年間の活動実施計画書
- エ 法人等の監査報告書又は収支計算書
- オ 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- カ 4 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類
- キ その他、河川管理者が必要と認める書類

（2）申請に当たっての留意事項

- ア 提出された書類は、返却いたしません。
- イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ウ 提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

6 募集期間

平成29年10月23日から平成29年12月22日まで

7 提出先

（1）以下の提出先に、持参又は郵送により提出して下さい。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、募集期間内必着とします。

〒830-8567
福岡県久留米市高野一丁目2番1号
九州地方整備局筑後川河川事務所 管理課
TEL 0942-33-9185（直通）

（2）申請を行うに当たり、希望する業務を行う区間が、河川の管理を管轄する九州地方整備局の事務所（以下「事務所等」という。）の複数にまたがる場合には、いずれかの事務所等に提出して下さい。

8 審査方法

（1）審査方法

河川協力団体の指定を行うに当たり、事務所等に、審査会を設置し、申請書類の確認及び審査を行います。

なお、九州地方整備局長は、委員会を設置し、審査会の報告の内容について意見を聴くものとします。

(2) 審査基準

- ① 申請時に提出のあった活動実績報告書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 継続性：直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
 - (イ) 公共性：上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
 - (ウ) 活動姿勢：直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
- ② 申請時に提出のあった活動実施計画書の審査については、以下に掲げる基準に基づき審査を行います。
 - (ア) 実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
 - (イ) 貢献度：河川管理に対する貢献が認められること。
 - (ウ) 協調性：活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(3) ヒアリング

審査会が行う審査に当たっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施します。

9 結果の通知

- (1) 河川協力団体の指定を受けることとなる法人等に対しては、河川協力団体指定証を発行します。
また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び業務を行う河川の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
- (3) 河川協力団体の指定を受けることができない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10 指定後の留意事項

- (1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

- (2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長に対して活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。
- (3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに事務所等の長に対して、変更の内容を明らかにする書類を提出してください。
- (4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、事務所等の長の求めに応じ、活動状況について報告を行ってください。
- (5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに事務所等の長に対して報告してください。
- (6) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者から、河川法第 58 条の 10 に基づく協力の要請があったときは、当該要請に応じ、協力してください。

11 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- ア 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。
- イ 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。
- ウ 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

12 問い合わせ先

筑後川河川事務所 管理課 専門官 工藤（内線 507）

TEL 0942-33-9185（直通）

FAX 0942-33-0219

平成29年度 矢部川水系河川協力団体公募区間平面図

筑後市

柳川市

塩塚川 (二級)

大和町

矢部川
河口～

有明海

楠田川
～0k200

高田町

西鉄大牟田線

208

浦島橋

飯江川
丁字橋

安手橋

飯江川
～3k570

瀬高町

JR鹿児島本線

209

瀬高橋
瀬高堰

沖端川

松原堰

船小屋橋

209

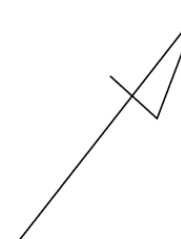
南深橋

矢部川
～19k400

凡 例



募集区間



(別紙)

河川協力団体指定準則

(趣旨)

第1 この準則は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第58条の8第1項の規定に基づく河川協力団体の指定の審査その他の河川協力団体の指定の実務に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第2 河川管理者は、本準則に基づき募集要項を作成し、河川協力団体の公募を行うものとする。

(申請資格) 〈処理基準〉

第3 河川協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- 一 代表者が定まっていること。
- 二 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- 三 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- 四 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- 五 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- 六 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 八 直近1年間の税を滞納していないこと。
- 九 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていると認められないこと。
- 十 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

(申請) 〈第1項は、処理基準〉

第4 河川協力団体の指定を受けようとする法人等は、別記様式第1号に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- 一 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの
- 二 直近数年間の活動実績報告書
- 三 指定後数年間の活動実施計画書
- 四 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 五 法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- 六 第3第10号の要件を満たすことを証する書類
- 七 前各号に掲げるもののほか、河川管理者が必要と認める書類

2 前項第2号及び第3号の数年間は、おおむね5年間とする。

（確認及び審査）〈処理基準〉

第5 河川管理者は、第4第1項により提出された書類に基づき申請資格の確認を行うとともに、第6に基づき、活動実績報告書及び活動実施計画書の内容について審査を行うものとする。

（審査基準）〈第1項及び第3項は、処理基準〉

第6 第5の活動実績報告書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 継続性 : 直近数年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていること。
- 二 公共性 : 前号の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と共同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。
- 三 活動姿勢 : 直近数年間において、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

2 前項第1号及び第3号の数年間は、おおむね5年間とする。

3 第5の活動実施計画書の内容についての審査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 一 実効性 : 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。
- 二 貢献度 : 河川管理に対する貢献が認められること。
- 三 協調性 : 活動に当たって地域（住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

（指定）〈処理基準〉

第7 河川管理者は、法第58条の8第1項の規定に基づき、第5の確認及び審査の結果、法第58条の9に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、河川協力団体の指定をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体の指定をした法人等に対し、当該法人等の名称及び活動を行う河川の区間を明記した別記様式第2号を発行し、指定番号を登録するものとする。

（指定の通知）〈処理基準〉

第8 河川管理者は、河川協力団体の指定をしたとき又は指定をしないこととしたときは、申請をした法人等に対して、その旨を書面にて通知するものとし、指定をしなかった法人等に対しては、その理由を付すものとする。

（活動実施計画）〈第1項及び第3項は、処理基準〉

第9 河川管理者は、法第58条の11第1項の規定に基づき、河川協力団体に対し、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を、河川管理者が定めた期日までに提出させるものとする。

2 前項の計画期間は、5年間とする。

3 河川管理者は、法第58条の11第1項の規定に基づき、河川協力団体が活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかにその変更の内容を明らかにする書類を提出させるものとする。

(活動状況の確認)

第10 河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体に対し、年1 回以上、活動の内容について報告させるものとする。

2 前項のほか、河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体に対し、当該河川協力団体の活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、その活動内容について臨時の報告をさせることができる。

(活動内容の改善) 〈処理基準〉

第11 河川管理者は、河川協力団体に対し、必要に応じ、活動実施計画書について、法第58 条の11 第2 項の規定に基づき改善すべきことを命じ、又は法第58 条の12の規定に基づき指導若しくは助言をすることができる。

2 河川管理者は、河川協力団体が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断した場合（指定後に第3に定める要件に適合しなくなったと認められる場合を含む。）には、法第58 条の11 第2 項の規定に基づき、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(代表者の変更等)

第12 河川管理者は、法第58 条の11 第1 項の規定に基づき、河川協力団体の代表者が変更となった場合又は河川協力団体が解散をした場合には、速やかに報告をさせるものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による河川協力団体の解散の報告があったときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し) 〈処理基準〉

第13 河川管理者は、法第58 条の11 第3 項に規定する場合のほか、河川協力団体が、詐欺その他不正の手段により河川協力団体の指定を受けたときは、当該指定を取り消すことができる。

2 河川管理者は、河川協力団体から当該河川協力団体の指定の取消しの申請があった場合には、その指定を取り消すものとする。

3 河川管理者は、河川協力団体の指定を取り消した場合には、書面にて取消しの通知を行うものとする。

4 河川管理者は、第1 項又は第2 項の規定により河川協力団体の指定を取り消した場合には、その旨を公示するものとする。

附 則

この準則は、平成25 年10 月15 日から施行する。

改正後の準則は、平成29 年6 月19 日から適用する。



河川協力団体の募集 参考説明資料

平成29年10月23日
筑後川河川事務所

I. 河川協力団体制度の概要について

1. 河川協力団体制度の創設について
2. 河川協力団体に指定された場合のメリットについて
3. 河川協力団体に指定されるには
4. 河川協力団体の指定までのスケジュールについて

II. 募集要項に基づいて

5. 募集区間について
6. 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間について
7. 申請資格について
8. 申請書類について
9. 審査方法について
10. 指定後の留意事項について

III. 制度及び申請等のQ & A



I . 河川協力団体制度の概要について

1. 河川協力団体制度の創設について

- 近年、河川の維持、河川環境の保全等、河川管理に資する活動を自発的に行っているNPO、町内会等の民間団体が増加している状況にあります。
- 今回創設する制度は、このような団体を河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、こうした自発的な活動を支援するものです。
- 河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じ多岐にわたる河川管理の充実が図られるものと考えています。

<参考>

平成25年の第183回通常国会において「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が成立し、平成25年6月12日に公布、7月11日に施行され、その中に河川協力団体制度が創設されています。

2. 河川協力団体に指定された場合のメリットについて

- 法律上に規定されている河川協力団体として指定されることとなるため、社会的にも認知されることになります。
- 当該活動に関して、必要となる情報の提供等を受けられます。
(河川法第58条の12)
- 当該活動に関して、河川の許可等の特例を受けられます。
(河川法第58条の13)
- 河川法99条において、河川管理者が特に必要があると認める場合には、委託を受けることができます。※

※河川法99条

河川管理者は、特に必要があると認められるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

3. 河川協力団体に指定されるには・・・

●申請を行うには、**資格**が必要です。

⇒「法人」または「法施行規則第33条8に規定する団体」であって、準則第3の10項目の要件を満たしている必要があります。

●申請者のこれまでの活動実績や今後の活動計画について、**審査基準を満たす**必要があります。

⇒申請時に提出される「活動実績報告書」および「活動実施計画書」を確認して審査します。

上記の**申請資格**と**審査基準**を満たすことができれば、河川協力団体として指定されることになります。

4. 指定までのスケジュールについて

●河川協力団体の申請から指定までのおおよそのスケジュールは以下の予定です。

[illegible]

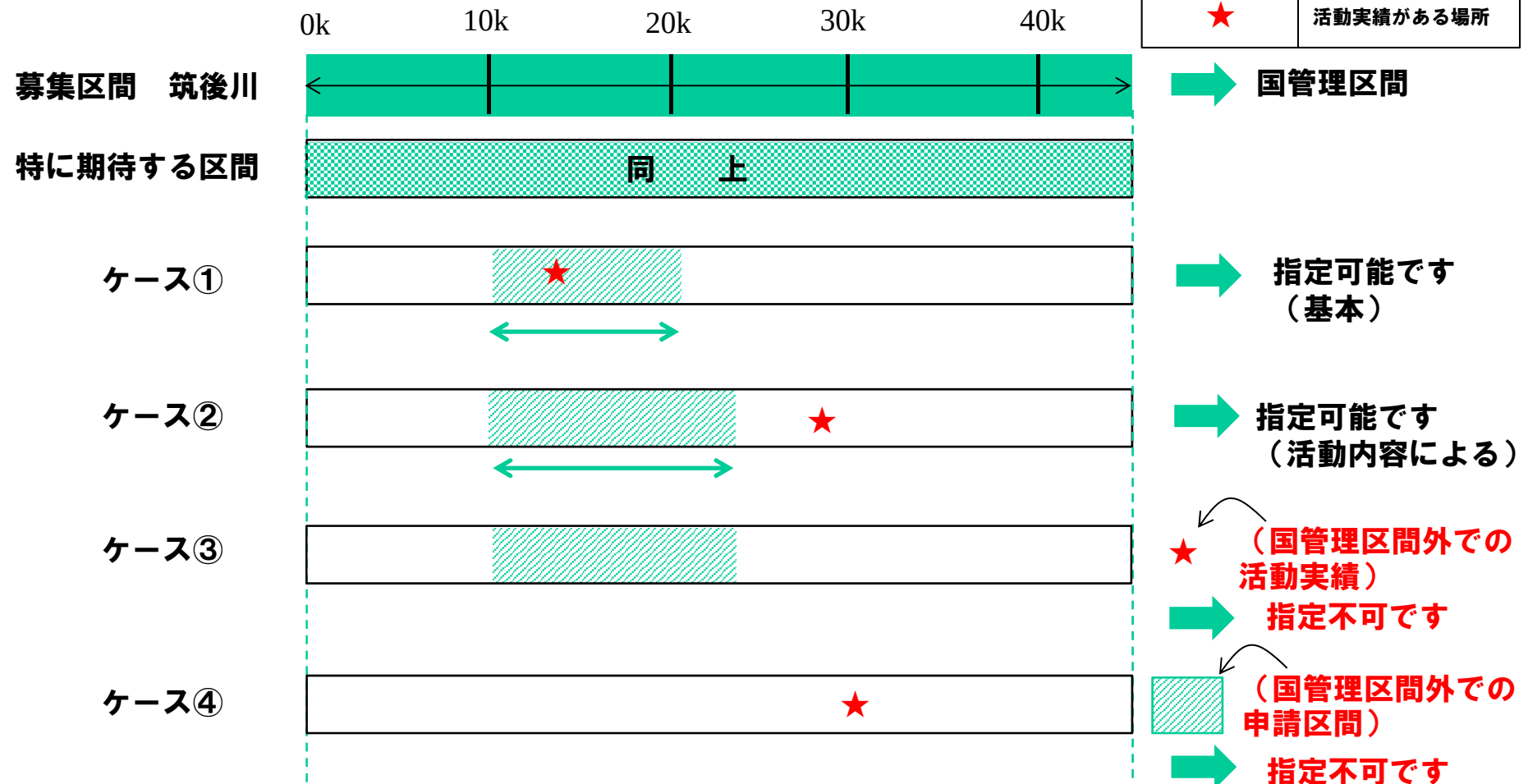
Ⅱ．募集要項に基づいて

5. 募集区間について

●募集する河川の区間は、各水系の平面図のとおりです。

●募集区間と申請の関係を以下に例示します。

※河川の距離標(●k~●k)の表示がわからない場合は、最寄りの出張所、または事務所に平面図がありますので、お気軽にお尋ねください。



6. 特に期待している具体的な活動内容及び対象となる区間

●河川法58条の9のうち、特に期待している具体的な活動内容及び区間を示すものですが、今回の募集については、河川法58条の9に示されている全ての業務としています。また、対象となる区間についても、「募集区間」と同じです。

①河川管理に協力して行う河川工事又は河川の維持

- ・河川敷(堤防含む)の清掃、除草
- ・ビオトープ、ワンドの整備 等

②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

- ・河川の魚類・植物の生息マップの提供
- ・河川パトロール
- ・シンポジウムの開催 等

③河川の管理に関する調査研究

- ・河川に生息する水生生物調査
- ・河川の水質、動植物に関する環境調査 等

④河川の管理に関する知識の普及及び啓発

- ・河川の安全利用講習
- ・環境、防災学習 等

⑤上記に掲げる業務に附帯する業務

- ・上記を実施するために必要な草刈りや清掃、事前告知 等

7. 申請資格について

●「法人」または「法施行規則第33条8に規定する団体」であつて、準則第3の10項目の要件を満たしている必要があります。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員(役員を含む。)が5名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後5年以上(特定非営利活動促進法・・・略・・・)が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団(暴力団員による・・・略・・・)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑧直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- ⑩河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外は、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

<河川法施行規則>

第33条8(河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)

法第58条8第1項の国土交通省令で定める団体は、法人ではない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項をないようとする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

8. 申請書類について

●申請資格の確認のための提出書類

①、②、④、⑤については、

ア「法人等の規約その他これに準じるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの」の提出により確認します。

③については、

エ「法人等の監査報告書又は収支計算書」の提出により確認します。または、会計報告や会計監査報告等でもよい。ボランティア団体等でも収支がかわる資料が必要です。

⑥、⑦、⑨については、

キ「その他、河川管理者が必要と認める書類」は、要件を満たすことを証する書類として誓約書や申立書の提出により確認します。

⑧については、

オ「法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る)」の提出により確認します。また滞納していないことがわかる資料であれば納税証明書以外の書類でもよい。非課税扱いの団体であれば納税証明書を提出する必要はありません。

⑩については、

カ「4 申請資格⑩の要件を満たすことを証する書類」は誓約書や申立書の提出により確認します。

9. 審査方法（1）について

- 筑後川河川事務所に審査会を設置し、申請書類の確認と審査を行います。
なお、審査にあたっては、申請を行った法人等からヒヤリングを実施します。

＜審査基準＞ ①活動実績報告書について

- （ア） 継続性 : 直近おおむね5年間にわたり、河川協力団体として活動を行う河川の区間において、河川管理に資する非営利活動を継続的にやっていること。



活動実績報告書の3.（1）継続性の項目において、①～⑤のいずれかの活動実績内容と活動期間が審査基準を満たすか審査します。（活動がかわる資料を添付して下さい。）

- （イ） 公共性 : 上記の非営利活動が、河川管理者から後援された活動、河川管理者と協同で実施した活動その他の河川管理者との協力関係が認められる活動であること。



活動実績報告書の3.（2）公共性の項目において、①～④のいずれかの活動実績内容が審査基準を満たすか審査します。（活動がわかる資料を添付して下さい。）

- （ウ） 活動姿勢 : 直近おおむね5年間にわたり、河川管理又は他の民間団体等の河川管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。



キ「その他河川管理者が必要と認める書類」として、「誓約書」または「申立書」の提出により確認します。なお誓約書については雛形を付けています。

9. 審査方法（2）について

●筑後川河川事務所に審査会を設置し、申請書類の確認と審査を行います。なお、審査にあたっては、申請を行った法人等からヒヤリングを実施します。

＜審査基準＞ ②活動実施計画書について

（ア） 実効性 : 過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。



活動実施計画書の3.（1）実効性（実施体制、実施計画）の項目において、①～③の内容について審査基準を満たすか審査します。

（イ） 貢献度 : 河川管理に対する貢献が認められること。



活動実施計画書の3.（2）貢献度（活動方針、協力姿勢）の項目において、①～②の内容について審査基準を満たすか審査します。

（ウ） 協調性 : 活動にあたって、地域（住民、市町村、他の民間団体等）との連携等がみとめられること。



活動実施計画書の3.（3）協調性（地域への配慮等、地域と連携）の項目において、①～②の内容について審査基準を満たすか審査します。

- [illegible]

Ⅲ. 制度及び申請等のQ & A

Q1: 河川協力団体に指定されない場合やそもそも申請しない場合、これまでの活動ができなくなるのですか？あるいは活動に制限がかかるのですか？

A1: 河川協力団体に指定されないことで、従来の活動が制限されるものではありません。河川協力団体の申請をせずに、従来の活動を実施されることは可能であり、何ら問題ありません。

Q2: 1つの団体は、1つの「申請」しかできないのですか？

A2: 複数の申請をすることは可能です。(例えば、筑後川水系と矢部川水系など)ただし、審査基準について、それぞれの要件を満たしている必要があります。

Q3: 事務所等をまたぐ場合は、2つの事務所に対して「申請」をしなければいけないのですか？

A3: 例えば、筑後川河川事務所と筑後川ダム統合管理事務所にまたぐ場合は、それぞれの管轄事務所毎に申請書を作成してください。ただし、提出は筑後川河川事務所で一括して受け付けます。

Q4: 次年度以降の「公募」のスケジュールは？

A4: 次年度以降については、年1回程度の公募を想定しています。

Q5: 準則第8の指定されなかった理由など、指定に関して「不服」がある場合は、どうすればよいですか？

A5: 行政不服審査法に基づき、審査請求の手続きを実施していただくことになります。

Q6: 「申請書」は筑後川河川事務所長宛でいいですか？

A6: 宛名は、九州地方整備局長でお願いします。

Q7: 河川法第58条第2項について、河川協力団体の名称等はどのように「公示」されるのですか？

A7: 九州地方整備局のホームページへの公表をもって公示することを予定しています。